

伸銅業界における 自主行動計画 の徹底プラン

2024年3月26日

一般社団法人 日本伸銅協会

伸銅業界は、日本国内法である下請中小企業振興法、下請代金支払遅延等防止法及びそれらに関連する基準・通達、経済産業省の金属産業取引適正化ガイドラインに基づき取引の適正化に努め、2021年9月に（一社）日本伸銅協会を事務局として「適正取引の推進に向けた自主行動計画」を制定している。

この度中小企業庁より、2023年度に行った下請Gメンのヒアリングの結果、金属産業に於ける「取引対価、価格交渉」、「短納期発注」、「内示と発注の差」、「環境対応コスト」、「支払条件」、「検査基準」、「販売価格の干渉」の7項目について対応が不十分であるとの指摘事項が有り、当業界の取引上可能性のある6項目を抽出し、「自主行動計画」の遵守の徹底をはかるため、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

この取り組みでは会員各社において、調達部門を中心に社内一丸となり、更には幹部・代表者を中心に事項の徹底に取り組むこととする。

1. 取引対価、価格交渉

(指摘事項) 取引先最上位のメーカーが値上げしないため価格転嫁が出来ないとする事例や、10年前から価格が据置きとなっているとする事例が見られる。

(対応方針・改善方針)

①各社において絶対に実施しない事項

- ・販売価格からの逆算で加工費の指定を行なうこと。
- ・コスト上昇があったとして下請事業者から価格協議の申出があったにも係わらず協議自体を拒否すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・販売価格を設定する際は、労務費、原材料費、エネルギー価格などのコストも踏まえ、各段階の加工賃を考慮した上で決める。

2. -1) 短納期発注

(指摘事項) 発注の前提条件のリードタイムに合致しない納期より、相手方に予見できない不利益を与えている事例が見られる。

(対応方針・改善方針)

①各社において絶対に実施しない事項

- ・人件費、輸送費、その他のコスト上昇があったとして下請事業者から価格協議の申出があったにも係わらず協議自体を拒否すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・生産リードタイムや数量変動、追加で生じるコストを踏まえ、発注数量の平準化や変動の吸収に努める。
- ・価格を設定する際は、要求した納期に対応するために特別に要した費用、

なども踏まえた上で決める。

2. -2) 環境対応コスト

(指摘事項) 取引対価については、環境対応コスト等を考慮して決定されることが必要。

(対応方針・改善方針)

①各社において絶対に実施しない事項

・環境対応の為のコスト上昇があったとして下請事業者から価格協議の申出があったにも係わらず協議自体を拒否すること。

②各社において可能な限り実施する事項

・価格を設定する際は、環境対応コストも踏まえた上で決める。

3. 支払条件

(指摘事項) 依然手形等による支払いが残っている。また対象取引について、長期の支払期日・長期支払サイトとなっている事例が見られる。

(対応方針・改善方針)

①各社において絶対に実施しない事項

・取引先が現金化を希望するにもかかわらず、手形払いを継続すること。
・支払条件を現金に変更する場合、双方の事前合意なしに、金融機関の振込み手数料等を下請代金から差し引いて支払うこと。
・支払サイトは振興法で求める 60 日を超えること。

②各社において可能な限り実施する事項

・対象取引以外のサプライチェーン全体に対しても、手形の廃止や支払いサイトの適正化の活動を行う。

4. 検査基準

(指摘事項) 非合理的な検査基準により、やり直しや大量の仕損品が発生しているとする事例が見られる。

(対応方針・改善方針)

①各社において絶対に実施しない事項

・不良品が生じた場合の責任範囲が不明瞭な契約は締結しないこと。

②各社において可能な限り実施する事項

・契約に不良品が生じた場合の責任範囲についても盛り込む。

5. 販売価格の干渉

(指摘事項) 販売価格について、取引先から干渉される事例がある。

(対応方針・改善方針)

①各社において絶対に実施しない事項

・下請事業者が行う取引先の開拓等について、不当に干渉すること。

以上